

# 特集 民事訴訟の実証分析

## ——全国訴訟記録調査から

### 序——本特集の企画趣旨

飯 田 高

日本の民事裁判に関する実証研究は、特に法社会学や民事訴訟法などの分野において、さまざまな問題意識のもとで行われてきた。現実の裁判制度がいかに作用してどんな帰結を社会にもたらしているのか、人々が法というものをどう利用しているか、そして裁判制度をさらに改善していくには何をすればよいのか。こうした問題を考えるために、数多くの実証研究がこれまでになされている。

本特集が取り上げる「民事訴訟記録調査」は、従来の民事裁判の実証研究に別の角度から貢献しようとするものである。この調査の最大の特徴は、裁判所に保管されている訴訟事件記録を直接参照し、民事訴訟に関係する詳細なデータを全国各地から集めたことにある<sup>1</sup>。そこからは、公的な集計データや質問票調査だけでは得がたい新しい知見を獲得することができる。しかもこの訴訟記録調査は過去に2回実施しており、民事訴訟の実態の変化を捉えることも可能である。

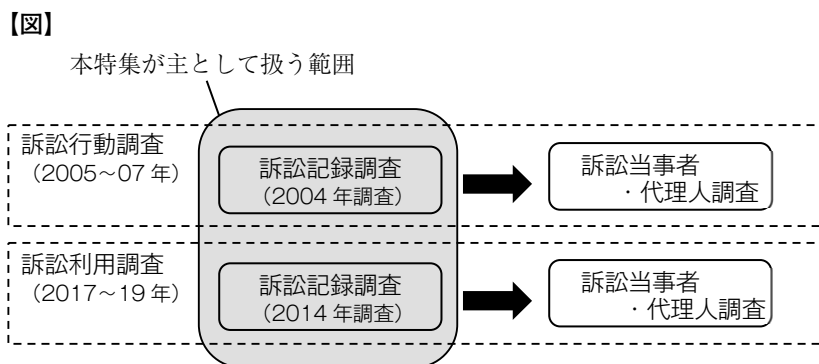
訴訟記録には、訴訟事件に関する一切の書類（訴状、答弁書、準備書面、口頭弁論調書、判決書、証拠目録、書証写しなど）が綴じられており、裁判所に保管されている。当事者が裁判所に提出した書類と裁判所が作成した書類の両方を通覧することができるので、当事者双方の言い分を踏まえながら訴訟の内容を把握するのに適している<sup>2</sup>。

調査の詳細は「民事訴訟記録調査の概要」で述べるが、第1回調査は科学研究費補助金特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」プロジェクト（代表：村山真維、領域番号：15084101）の「訴訟行動調査」の一部として2005年から2006年にかけて実施さ

---

1 民事訴訟記録を利用した実態調査の過去の例として、民事訴訟実態調査研究会編（2000, 2008）を参照。  
2 訴訟記録の調査の長所と短所に関しては、高橋（2009）を参照。本特集の佐伯論文も、訴訟記録調査の限界について考察している。

れ、第2回調査は科学研究費補助金基盤研究(S)「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクト(代表:佐藤岩夫, 課題番号:16H06321)の「訴訟利用調査」の一部として2017年に実施されている。どちらのプロジェクトも民事訴訟の当事者本人とその代理人弁護士に対する質問票調査を行っており、訴訟記録調査はその対象者を確定する過程で実施された(【図】参照)。なお、第1回調査は2004年に終了した事件を対象としているため、本特集では「2004年訴訟記録調査」または短縮して「2004年調査」と呼んでいる(調査年ではなく調査対象年を示していることに注意)。同じように、第2回調査は「2014年訴訟記録調査」または「2014年調査」と呼ぶ。



この特集には、少なくとも3つの意義があると考えている。1つ目はプロジェクトの目的そのものに資する意義である。このプロジェクトの「訴訟利用調査」では、訴訟当事者・代理人に対する質問票調査を中核に据えており、2020年3月時点ではそのデータの分析が進められている最中である。今後さらに研究を展開させ、プロジェクト内の別の調査から得られた結果とあわせて統合的な分析も行う予定であるが、質問票調査の結果を解釈するための前提として、民事訴訟記録のデータを概観・分析しておくことは欠くべからざる作業であろう。

2つ目は、訴訟事件記録に直接あたって収集した貴重なデータから理論的または政策的な含意を引き出し、それらを裁判制度に関心をもつ方々に対して提示する、という意義である。訴訟事件記録から得られるデータはそれ自体として興味深いものであり、さらなる疑問や研究課題を生む可能性がある。また、2004年調査のデータは必ずしも十分に活用されてきてはおらず、分析の余地はまだ多く残されていた。このままでは歴史的資料のひとつとして埋もれてしまうところであったが、今回2014年調査のデータが加わったことで、より豊富な含意を導き出す材料にすることができると考えられる。本特集ではその一例を示したい。

3つ目は、広い意味での社会調査の事例を提供する、という意義である。訴訟記録調査

は、既存の公的記録を利用した調査の例として位置づけられる。もとより、私たちの訴訟記録調査は社会調査としては特殊と言える。それに、裁判所の協力があってこそ遂行できた調査であり、決して気軽に実行できるものでもない。とはいえ、実際にどのようにして調査を行ったかを文章の形で残しておく、このような調査が実施できるという可能性を示しておくことは、将来の学術研究にとって何らかの役に立つかもしれない。法学に限らず他の分野でも多少なりとも参考になれば、それは望外の喜びである。

さて、本特集は次の6篇の論文から構成されている。

「民事訴訟記録調査の概要」（飯田高）は、「2014年訴訟記録調査」の方法と内容について紹介し、主な調査結果を概括的に見ていく。あわせて「2004年訴訟記録調査」の結果との比較も行い、10年の間にどのような変化が観察されるかを述べる。

「訴訟のタイプと事件類型」（木下麻奈子）は、訴訟の内容に関する詳細な情報が含まれているという訴訟記録調査の利点を活かし、事件類型を丁寧に整理する。この事件類型は、本特集における他の論文の土台を提供するだけでなく、異なる時期の調査との比較を可能ならしめる基盤となるものでもある。さらに同論文では、クラスタ分析を用いて訴訟を4つのタイプに分類するとともに、上記の事件類型との関係を明らかにする。

「訴訟上の和解の規定要因についての探索的検討——代理人の役割に注目した訴訟記録調査の分析」（佐伯昌彦）は、訴訟の終局形態を扱う。特に、判決と和解（ここでは訴訟上の和解）のどちらで終わるかという点に着目して、いかなる要因が関連しているのかを検討している。先行研究にも細かく目配りしたうえで、和解が成立しやすい事件類型や、代理人の有無と終局形態との関連について丹念な分析を施している。

「民事訴訟における代理人に関する基礎的分析——10年間の人数変化と訴訟結果の傾向」（齋藤宙治）は、代理人弁護士に関する重要な知見を示す。2004年から2014年までの10年間で、弁護士数は約20,000人から約35,000人へと大幅に増えた。そのような状況の中で、民事訴訟における代理人の有無・人数に変化があったのか、そして、代理人の有無によって訴訟結果の傾向に違いが見られるのか、という2つの問いを設定し、分析を加えている。

「民事裁判にかかる時間——イメージと実際」（森大輔）は、裁判にかかる時間をテーマとする。プロジェクトで実施したインターネット調査のデータを併用しながら、一般の人々は民事裁判にどれくらいの時間がかかると予想しているのか、実際にはどれくらいの時間がかかるのか、民事裁判の時間の長さに影響を与える要因としてどのようなものがあるか、という3つの問題を順次検討している。

最後に、「民事訴訟における自然人と法人——終局形態の一分析」（飯田高）は、当事者

が自然人か法人かによって訴訟をタイプ分けし、タイプごとに訴訟結果がどう違っているのかを分析する。この分析を通じて、法人が自然人に比して裁判の内外で有利な立場にあるのか否かを考察するための基礎資料を提示することを試みる。

具体的な結論については各論文をご参照いただきたい。なお、記述や分析には一部重なりあう部分があるが、なるべく個々の論文の中で話が完結するようにするため、無理に削ることはしなかった。各論文が分析を相互に補い合っていることがおわかりいただけると思う。

本プロジェクトはまだ進行中である。民事訴訟の当事者や代理人に対する質問票調査、当事者に対するインタビュー調査の分析が進むと、また新たな課題も生まれてくるであろう。民事訴訟の実態を描き始めるための踏切板としての役割を本特集が果たせればと願っている。

#### 〔追記〕

今回のプロジェクトのうち、「訴訟利用調査」を担当した班のメンバーは下記のとおりである（敬称略）。

太田勝造（リーダー）、河合幹雄（サブリーダー）、ダニエル・フット、木下麻奈子、前田智彦、飯考行、今在慶一郎、入江秀晃、岡村暢一郎、垣内秀介、楠本敏之、齋藤宙治、佐伯昌彦、佐藤伸彦、長谷川貴陽史、平田彩子、藤田政博、森大輔、渡辺千原、飯田高（事務局）。

また、本稿で紹介する訴訟記録調査の実施にあたっては、最高裁判所事務総局民事局の方々、各地方裁判所の訟廷管理官の方々、調査員の方々（主に東京大学法科大学院生）、そして池田康弘氏（熊本大学法学部）にもご協力いただいた。この場を借りて御礼申し上げる。なお、本特集の論文はいずれも科研費（16H06321）の助成を受けたものである。

#### 《文献》

高橋裕（2009）「訴訟利用行動にかかわる諸要因：借家紛争に即して」太田勝造／濱野亮／ダニエル・H・フット／村山眞維編『法社会学の新时代』有斐閣、222-250頁。

民事訴訟実態調査研究会編（2000）『民事訴訟の計量分析』商事法務研究会。

民事訴訟実態調査研究会編（2008）『民事訴訟の計量分析（続）』商事法務。